



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

目次（\*については県例規集掲載事項） （取扱課室名） ページ

○ 規則

\*6 公害に係る紛争処理の手續に要する費用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 （環境管理課）..... 1

○ 人事委員会規則

\*1 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 ..... 2  
 \*2 教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 ..... 3  
 \*3 警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 ..... 3

○ 教育委員会規則

\*1 市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 ..... 4

○ 告示

109 随意契約の相手方の決定 （税務課）..... 5  
 110 令和元年度自衛官募集 （市町村課）..... 13  
 111 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 （県民生活課）..... 14  
 112 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定 （長寿社会課）..... 15  
 113 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 （ " ）..... 15  
 114 " （ " ）..... 15  
 115 保安林の指定施業要件の変更 （森林整備課）..... 16  
 116 公共測量の実施 （技術調査課）..... 16  
 117 " （ " ）..... 16  
 118 " （ " ）..... 17  
 119 公共測量の終了 （ " ）..... 17  
 120 道路の区域変更 （道路保全課）..... 17  
 121 " （ " ）..... 17  
 122 " （ " ）..... 18

## 規 則

**和歌山県規則第6号**

公害に係る紛争処理の手續に要する費用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年6月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

公害に係る紛争処理の手續に要する費用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公害に係る紛争処理の手續に要する費用等に関する条例施行規則（昭和46年和歌山県規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別記第1号様式（第4条関係） 略 注 1 略 2 用紙の大きさは、<u>日本産業規格A4</u>とする。</p> <p>別記第2号様式（第5条関係） 略 注 1 略 2 用紙の大きさは、<u>日本産業規格A4</u>とする。</p>	<p>別記第1号様式 略 注 1 略 2 用紙の大きさは<u>日本工業規格B列5</u>とする。</p> <p>別記第2号様式 略 注 1 略 2 用紙の大きさは<u>日本工業規格B列5</u>とする。</p>

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第1号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年6月7日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成5年和歌山県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																						
<p>別表第3 学歴免許等資格区分表（第6条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">学歴免許等の区分</th> <th rowspan="2">学歴免許等の資格</th> </tr> <tr> <th>基準学歴区分</th> <th>学歴区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2 短大卒</td> <td>1 短大3卒</td> <td>(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限3年の前期課程の修了 (2)～(4) 略</td> </tr> <tr> <td>2 短大2卒</td> <td>(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限2年の前期課程の修了 (2)～(6) 略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	学歴免許等の区分		学歴免許等の資格	基準学歴区分	学歴区分	略	略		2 短大卒	1 短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限3年の前期課程の修了 (2)～(4) 略	2 短大2卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限2年の前期課程の修了 (2)～(6) 略		略	略	略			<p>別表第3 学歴免許等資格区分表（第6条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">学歴免許等の区分</th> <th rowspan="2">学歴免許等の資格</th> </tr> <tr> <th>基準学歴区分</th> <th>学歴区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2 短大卒</td> <td>1 短大3卒</td> <td>(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業 (2)～(4) 略</td> </tr> <tr> <td>2 短大2卒</td> <td>(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業 (2)～(6) 略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	学歴免許等の区分		学歴免許等の資格	基準学歴区分	学歴区分	略	略		2 短大卒	1 短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業 (2)～(4) 略	2 短大2卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業 (2)～(6) 略		略	略	略		
学歴免許等の区分		学歴免許等の資格																																					
基準学歴区分	学歴区分																																						
略	略																																						
2 短大卒	1 短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限3年の前期課程の修了 (2)～(4) 略																																					
	2 短大2卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限2年の前期課程の修了 (2)～(6) 略																																					
	略	略																																					
略																																							
学歴免許等の区分		学歴免許等の資格																																					
基準学歴区分	学歴区分																																						
略	略																																						
2 短大卒	1 短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業 (2)～(4) 略																																					
	2 短大2卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業 (2)～(6) 略																																					
	略	略																																					
略																																							

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**和歌山県人事委員会規則第2号**

教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年6月7日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成5年和歌山県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第3 学歴免許等資格区分表（第6条関係）			別表第3 学歴免許等資格区分表（第6条関係）		
学歴免許等の区分		学歴免許等の資格	学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分		基準学歴区分	学歴区分	
略	略		略	略	
2 短大卒	1 短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限3年の前期課程の修了 (2)～(4) 略	2 短大卒	1 短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業 (2)～(4) 略
	2 短大2卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限2年の前期課程の修了 (2)～(6) 略		2 短大2卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業 (2)～(6) 略
	略	略		略	略
略			略		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**和歌山県人事委員会規則第3号**

警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年6月7日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成5年和歌山県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第3 学歴免許等資格区分表（第6条関係）	別表第3 学歴免許等資格区分表（第6条関係）

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
略	略	
2 短大卒	1 短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限3年の前期課程の修了 (2)～(4) 略
	2 短大2卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限2年の前期課程の修了 (2)～(6) 略
	略	略
略		

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
略	略	
2 短大卒	1 短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業 (2)～(4) 略
	2 短大2卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業 (2)～(6) 略
	略	略
略		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第1号

市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年6月7日

和歌山県教育委員会教育長 宮 崎 泉

市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成5年和歌山県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第3 学歴免許等資格区分表（第6条関係）			別表第3 学歴免許等資格区分表（第6条関係）		
学歴免許等の区分		学歴免許等の資格	学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分		基準学歴区分	学歴区分	
略	略		略	略	
2 短大卒	1 短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限3年の前期課程の修了 (2)～(4) 略	2 短大卒	1 短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業 (2)～(4) 略
	2 短大2卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の		2 短大2卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の

		卒業又は専門職大学の修業年限2年の前期課程の修了 (2)～(6) 略			卒業 (2)～(6) 略
	略	略		略	略
略			略		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第109号

県税運営システム等電算処理業務委託契約について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和元年6月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
県税運営システム等電算処理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
和歌山県総務部総務管理局税務課  
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成31年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社南大阪電子計算センター  
大阪府貝塚市脇浜四丁目2番22号
- 5 随意契約に係る契約金額

(1) 県税運営システム

ア 法人二税

(ア) 予定申告書等入力処理	1か月当たり	9,900円
(イ) 予定申告書等作成処理	1か月当たり	22,100円
(ウ) 確定申告書等パンチ処理	1件当たり	63円
(エ) 確定申告書等入力処理	1か月当たり	39,600円
(オ) 確定申告書等作成処理	1か月当たり	82,600円
(カ) 申告書入力特別処理	1か月当たり	27,300円
(キ) 更正・決定処理	1か月当たり	71,800円
(ク) 利子割額明細書パンチ処理	1件当たり	13円
(ケ) 利子割額明細書入力処理	1か月当たり	21,300円
(コ) 是認入力処理	1か月当たり	108,500円
(サ) 月例統計処理	1か月当たり	151,000円
(シ) 交付税調作成処理	作業1回当たり	297,000円
(ス) 課税状況調作成処理	作業1回当たり	297,000円

(セ) 法人登録に関する処理	1か月当たり	57,000円
(ソ) 未処理法人調査に関する処理	作業1回当たり	74,200円
(タ) 収納マスタ更新処理	1か月当たり	71,800円
(チ) オンライン処理	1か月当たり	147,600円
(ツ) 予算積算資料作成処理	作業1回当たり	79,200円
(テ) 年報ファイル作成処理	作業1回当たり	29,700円
(ト) 大口法人・減免法人調べ	作業1回当たり	44,500円
(ナ) 増減理由に関する調べ	作業1回当たり	26,700円
(ニ) 未登録法人調査処理	作業1回当たり	19,800円
(ヌ) 国税突合処理	1か月当たり	39,600円
(ネ) 外形標準課税等別表パンチ処理	1件当たり	50円
(ノ) 外形標準課税等別表入力処理	1か月当たり	47,100円
(ハ) 外形標準課税等別表作成処理	1か月当たり	32,200円
(ヒ) 電子申告データ反映処理	1か月当たり	99,000円
(フ) 課税明細データ作成処理	作業1回当たり	49,500円
イ 県民税利子割		
(ア) 申告書パンチ処理	1件当たり	24円
(イ) 申告書入力処理	1か月当たり	43,100円
(ウ) 不申告加算金決定処理	1か月当たり	12,400円
(エ) 更正・決定処理	1か月当たり	12,400円
(オ) 月例処理	1か月当たり	79,200円
(カ) 課税状況前年対比処理	1か月当たり	54,000円
(キ) 収納マスタ更新処理	1か月当たり	30,200円
(ク) オンライン処理	1か月当たり	42,600円
(ケ) 年次統計処理	作業1回当たり	14,800円
(コ) 課税明細データ作成処理	作業1回当たり	9,900円
ウ 証券二税		
(ア) 申告書パンチ処理	1件当たり	24円
(イ) 申告書入力処理	1か月当たり	43,100円
(ウ) 不申告加算金決定処理	1か月当たり	12,400円
(エ) 更正・決定処理	1か月当たり	12,400円
(オ) 月例処理	1か月当たり	79,200円
(カ) 課税状況前年対比処理	1か月当たり	54,000円
(キ) 収納マスタ更新処理	1か月当たり	30,200円
(ク) オンライン処理	1か月当たり	42,600円
(ケ) 年次統計処理	作業1回当たり	14,800円
(コ) 課税明細データ作成処理	作業1回当たり	10,800円
エ 不動産取得税		
(ア) 調定データパンチ処理	1件当たり	65円
(イ) 調定データパンチ処理(個人番号又は法人番号)	1件当たり	3円
(ウ) 調定データ取込処理	1か月当たり	19,800円
(エ) 調定データ入力処理	1か月当たり	86,700円
(オ) 月例処理	1か月当たり	139,000円
(カ) 課税チェックリスト作成処理	1か月当たり	47,100円

(キ) 収納マスタ更新処理	1か月当たり	42,100円
(ク) オンライン処理	1か月当たり	72,600円
(ケ) 総務省報告処理	作業1回当たり	71,200円
(コ) 年次統計処理	作業1回当たり	44,500円
(サ) 課税明細データ作成処理	作業1回当たり	43,500円
オ 個人事業税		
(ア) 随時調定処理	1か月当たり	136,200円
(イ) 個人事業税調査表処理	作業1回当たり	4,900円
(ウ) 調定データパンチ処理	1件当たり	28円
(エ) 定例調定処理(前期)	作業1回当たり	630,300円
(オ) 定例調定処理(後期)	作業1回当たり	389,500円
(カ) 収納マスタ更新処理	1か月当たり	42,100円
(キ) オンライン処理	1か月当たり	72,600円
(ク) 国税連携処理	作業1回当たり	4,900円
(ケ) 申告データ台帳作成処理	作業1回当たり	10,000円
(コ) 年次統計処理	作業1回当たり	29,700円
(サ) 課税明細データ作成処理	作業1回当たり	27,700円
カ ゴルフ場利用税		
(ア) 申告書処理	1か月当たり	27,300円
(イ) 不申告加算金決定処理	1か月当たり	5,000円
(ウ) 更正・決定処理	1か月当たり	5,000円
(エ) 月例処理	1か月当たり	71,800円
(オ) 収納マスタ更新処理	1か月当たり	19,800円
(カ) オンライン処理	1か月当たり	42,600円
(キ) 年次処理	作業1回当たり	29,700円
(ク) 課税明細データ作成処理	作業1回当たり	8,900円
キ 軽油引取税		
(ア) 申告書処理	1か月当たり	42,100円
(イ) 不申告加算金決定処理	1か月当たり	12,400円
(ウ) 更正・決定処理	1か月当たり	12,400円
(エ) 月例処理	1か月当たり	71,800円
(オ) 収納マスタ更新処理	1か月当たり	27,300円
(カ) オンライン処理	1か月当たり	42,600円
(キ) OCR処理	1か月当たり	27,300円
(ク) 年次処理	作業1回当たり	29,700円
(ケ) 課税明細データ作成処理	作業1回当たり	20,700円
ク 個人県民税		
(ア) 月例処理	1か月当たり	12,400円
(イ) 収納マスタ更新処理	1か月当たり	12,400円
(ウ) オンライン処理	1か月当たり	12,600円
(エ) 年次統計処理	作業1回当たり	14,800円
(オ) 課税明細データ作成処理	作業1回当たり	4,900円
ケ その他処理		
(ア) 調定処理(鉦区税)	作業1回当たり	12,400円

(イ) 調定処理(狩猟税)	作業1回当たり	12,400円
(ウ) 調定処理(県たばこ税)	1か月当たり	12,400円
(エ) 狩猟者情報パンチ処理(狩猟税)	1件当たり	60円
(オ) 収納マスタ更新処理	作業1回当たり	12,400円
(カ) オンライン処理	1か月当たり	12,600円
(キ) 課税状況調パンチ処理	1枚当たり	640円
(ク) 課税明細データ作成処理	作業1回当たり	8,900円
(ケ) 臨時(調定・申告)処理	1件当たり	45円
(コ) プログラム臨時処理	1人日当たり	25,000円
(サ) RPA作成実行機能導入	1本当たり	908,000円
(シ) RPA実行機能導入	1本当たり	248,000円
(ス) RPAシナリオ作成費	1人日当たり	38,250円
コ 収納管理		
(ア) 消し込み処理	1か月当たり	591,600円
(イ) 還付充当処理	1か月当たり	312,000円
(ウ) 月次集計処理	1か月当たり	94,000円
(エ) 過誤納リスト等処理	1か月当たり	49,500円
(オ) 報償金算定処理	作業1回当たり	46,000円
(カ) 決算統計処理	作業1回当たり	535,700円
(キ) 収納実績処理	1か月当たり	112,100円
(ク) オンライン処理	1か月当たり	71,800円
(ケ) マスタ切り処理	作業1回当たり	300,000円
(コ) 住所コード更新処理	1か月当たり	32,200円
(サ) データコンバート等処理	1秒当たり	450円
(シ) 納付情報登録処理	1か月当たり	64,300円
(ス) 仮消し込み反映処理	1か月当たり	16,800円
(セ) 本消し込み反映処理	1か月当たり	9,900円
(ソ) 滞納者マスタ作成処理	1か月当たり	9,900円
(タ) 延滞金月次調定処理	1か月当たり	80,100円
(チ) 滞納繰越調定処理	作業1回当たり	81,000円
(ツ) 地方法人特別税月次集計処理	1か月当たり	19,800円
サ 滞納整理		
(ア) 督促状・催告状等作成処理	1か月当たり	86,700円
(イ) 延滞金通知処理	1か月当たり	79,200円
(ウ) 収入状況一覧表作成	作業1回当たり	42,900円
(エ) オンライン処理	1か月当たり	72,600円
(オ) 不納欠損処理	作業1回当たり	74,200円
(カ) 滞納整理進行管理状況処理	1か月当たり	121,100円
(キ) 本税時効到来分リスト作成	作業1回当たり	35,600円
(ク) 延滞金時効到来分リスト作成	作業1回当たり	88,200円
(ケ) 延滞金催告通知処理	作業1回当たり	217,800円
(コ) 未納データベース作成処理	1か月当たり	420,000円
(サ) 進行管理表用データベース作成処理	1か月当たり	39,600円
(シ) 未進捗リスト用データベース作成処理	作業1回当たり	19,800円

(ス) マスタ切り処理	作業1回当たり	29,700円
(セ) 地方税法(昭和25年法律第226号)第48条関係処理	1か月当たり	9,900円
シ 県税統合宛名管理		
(ア) 既存宛名連携処理	1か月当たり	99,000円
(イ) 申告データ番号真正性確認処理	1か月当たり	39,600円
(ウ) 統合・分割処理	1か月当たり	49,500円
(エ) 各種チェックリスト作成処理	作業1回当たり	49,500円
(オ) 住基突合用データ作成処理	作業1回当たり	39,600円
(カ) マスタ切り処理	作業1回当たり	80,000円
(キ) オンライン処理	1か月当たり	49,500円
(ク) 法人データ突合処理	1か月当たり	19,800円
(ケ) 住基異動情報等取込処理	1か月当たり	39,600円
(コ) 団体内統合宛名税情報登録処理	1か月当たり	19,800円
ス 各種消耗品		
(ア) ロングライフリボンカートリッジ	1個当たり	2,200円
(イ) トナーカートリッジ 大	1本当たり	24,000円
(ウ) ドラムカートリッジ 大	1本当たり	54,400円
(エ) EPカートリッジ 中	1本当たり	33,600円
(オ) EPカートリッジ 小	1本当たり	32,000円
(カ) B4 カット用紙	1箱当たり	2,600円
(キ) A4 カット用紙	1箱当たり	1,800円
セ 定期交換部品		
(ア) 定着ユニット 大	1個当たり	25,500円
(イ) 転写ユニット 大	1個当たり	3,200円
(ウ) 用紙搬送ロールキット(用紙トレイ1用) 大	1個当たり	900円
(エ) 用紙搬送ロールキット(用紙トレイ2用) 大	1個当たり	900円
(オ) 用紙搬送ロールキット(手差し用) 大	1個当たり	1,100円
(カ) 用紙搬送ロールキット(用紙トレイ3用) 大	1個当たり	900円
(キ) 用紙搬送ロールキット(用紙トレイ4用) 大	1個当たり	900円
(ク) 100Kキット(8500) 中	1個当たり	25,000円
(ケ) ピックローラキット(手差し) 中	1個当たり	4,800円
(コ) ピックローラキット(トレイ) 中	1個当たり	2,140円
(サ) 600Kキット(8450) 中	1個当たり	35,000円
(シ) カセットシュートキット 中	1個当たり	4,900円
(ス) 定着ユニット 小	1個当たり	17,700円
(セ) 転写ユニット 小	1個当たり	3,400円
(ソ) 用紙搬送ロールキット(用紙トレイ1用) 小	1個当たり	2,140円
(タ) 用紙搬送ロールキット(手差し用) 小	1個当たり	1,600円
(チ) 600Kキット 小	1個当たり	41,900円
(ツ) 用紙搬送ロールキット(用紙トレイ2用) 小	1個当たり	2,140円
(テ) 印字ヘッド	1個当たり	58,000円
(ト) ピッカASSY	1個当たり	16,600円
(ナ) シャフト(R1) ASSY	1個当たり	15,400円
(ニ) ウレタンシート	1個当たり	10,300円

(ヌ) ガススプリング	1個当たり	13,000円
(ネ) センタガイドASSY	1個当たり	2,280円
(ノ) フルカラーLEDライトバー	1個当たり	8,300円
(ハ) フェルト	1個当たり	300円
ソ メール費用		
(ア) 各種帳票集配送	1か月当たり	190,000円
タ システム作成費用		
(ア) プログラム作成費	1人日当たり	38,250円
チ 調査関連費用		
(ア) システム影響度調査費	1人日当たり	38,250円
ツ 機器運用料		
(ア) 端末装置運用料(4月～8月)	1か月当たり	4,617,259円
(イ) 端末装置運用料(9月～3月)	1か月当たり	5,065,622円
(ウ) 端末装置保守料(4月～8月)	1か月当たり	1,966,667円
(エ) 端末装置保守料(9月～3月)	1か月当たり	2,160,524円
(オ) 回線運用料	1か月当たり	684,323円
(カ) 付属機器運用料	1か月当たり	570,000円
(キ) 情報セキュリティ対策料	1か月当たり	369,998円
(ク) 休日等ホスト稼働料	1時間当たり	19,000円
(2) 軽油流通情報管理システム		
ア データパンチ処理	1件当たり	23円
イ 流通データ処理	1か月当たり	167,400円
ウ 異動データ処理	1か月当たり	39,200円
エ 数量突合処理	1か月当たり	27,300円
オ 申告書プレプリント処理	1か月当たり	36,200円
(3) 自動車税システム		
ア 月例処理関係		
(ア) 分配情報作成及び関連1回目処理	1か月当たり	118,200円
(イ) 分配情報作成及び関連2回目処理	1か月当たり	51,900円
(ウ) 分配情報突合データ作成	1か月当たり	217,800円
(エ) 分配情報チェックリスト作成	1件当たり	7円
(オ) 分配情報修正データ作成	1件当たり	14円
(カ) 分配情報修正1回目作業	1か月当たり	117,000円
(キ) 分配情報修正2回目作業	1か月当たり	51,900円
(ク) カナ情報修正データ作成	1件当たり	14円
(ケ) カナ情報付与1回目処理	1か月当たり	78,900円
(コ) カナ情報付与2回目処理	1か月当たり	34,600円
(サ) 車種名付与1回目処理	1か月当たり	33,200円
(シ) 車種名付与2回目処理	1か月当たり	14,500円
(ス) 追加情報データ作成	1件当たり	9円
(セ) 追加情報データ作成(個人番号又は法人番号)	1件当たり	3円
(ソ) 追加情報付与1回目処理	1か月当たり	64,740円
(タ) 追加情報付与2回目処理	1か月当たり	28,900円
(チ) 税率・郵便番号等付与1回目処理	1か月当たり	52,860円

(ツ) 税率・郵便番号等付与2回目処理	1か月当たり	23,160円
(テ) 課税マスタ異動1回目処理	1か月当たり	404,300円
(ト) 課税マスタ異動2回目処理	1か月当たり	177,800円
(ナ) 減額・還付内訳書作成処理	1件当たり	0.8円
(ニ) 減額通知書作成	1件当たり	21円
(ヌ) 公金送金通知書等作成処理	1件当たり	32円
(ネ) リストテープ作成処理	1か月当たり	79,500円
(ノ) 納税者番号付与1回目処理	1か月当たり	177,600円
(ハ) 納税者番号付与2回目処理	1か月当たり	78,100円
(ヒ) 異動履歴処理1回目作業	1か月当たり	88,500円
(フ) 異動履歴処理2回目作業	1か月当たり	38,900円
(ヘ) 自動車取得税月例1回目処理	1か月当たり	47,900円
(ホ) 自動車取得税月例2回目処理	1か月当たり	20,900円
(マ) OSSデータ反映処理	1か月当たり	10,000円
(ミ) 納税者番号不一致リスト作成処理	1か月当たり	5,000円
イ 課税処理関係		
(ア) 賦課減額決議書等作成処理	作業1回当たり	45,000円
(イ) 賦課減額決議書動態調べ作成処理	作業1回当たり	81,000円
(ウ) 移転サインチェックリスト作成処理	作業1回当たり	45,000円
(エ) 身体障害者減免者テープ作成処理	作業1回当たり	121,000円
(オ) 減免通知書作成	1件当たり	6.2円
(カ) 減免継続申請書作成処理	1件当たり	27.5円
(キ) 納税通知書データ作成処理(バーコードなし)	1件当たり	13.8円
(ク) 納税通知書データ作成処理(バーコードあり)	1件当たり	6.2円
(ケ) 定期賦課処理	作業1回当たり	1,388,000円
(コ) 賦課時情報引継処理	作業1回当たり	24,000円
(サ) 履歴マスタ年度末処理	作業1回当たり	180,000円
(シ) 滞納繰越年度末処理	作業1回当たり	180,000円
(ス) 現年度完納分過年度データ移行処理	作業1回当たり	180,000円
(セ) 滞納完納分過年度データ移行処理	作業1回当たり	135,000円
(ソ) 分納履歴・課税マスタ整合性チェック処理	1か月当たり	24,000円
(タ) 公示サインによるコメントレコード1回目作成	1か月当たり	56,700円
(チ) 公示サインによるコメントレコード2回目作成	1か月当たり	24,900円
(ツ) 要調査サイン修復処理	作業1回当たり	60,000円
(テ) 職権保留連絡票作成(現年及び滞繰)	作業1回当たり	53,300円
(ト) 職権保留更新処理(現年及び滞繰)	作業1回当たり	90,000円
(ナ) 減免・免除・復活更新処理	1か月当たり	267,300円
ウ 納貯口座処理関係		
(ア) 納貯口座加入者自動抽出処理	作業1回当たり	673,000円
(イ) 納貯口座対象者リスト作成処理	作業1回当たり	41,400円
(ウ) 納貯口座マスタ異動処理	作業1回当たり	31,000円
(エ) 納貯・口座関係明細書作成処理	1件当たり	1.8円
(オ) 口座振替分納税通知書データ作成	1件当たり	6.2円
(カ) 県税振替納付依頼書作成	1件当たり	11.5円

(キ) 納貯組合員の納税状況調書作成処理	作業1回当たり	18,000円
(ク) 口座振替データ作成	作業1回当たり	81,000円
(ケ) 金融機関コード別集計表作成作業	作業1回当たり	22,000円
(コ) 金融機関コード整備処理	1か月当たり	21,300円
(サ) 振替口座データ一括変換処理	作業1回当たり	60,000円
(シ) 口座振替納税証明書データ作成	1件当たり	6.2円
エ 収納処理関係		
(ア) オンライン消込処理	1件当たり	17円
(イ) 収入状況一覧表作成	1件当たり	1円
(ウ) 収入状況リストテープ作成処理	作業1回当たり	118,800円
(エ) 督促状等データ作成処理(バーコードなし)	1件当たり	15.9円
(オ) 督促状等データ作成処理(バーコードあり)	1件当たり	6.2円
(カ) 各種テープ抽出処理	作業1回当たり	118,800円
(キ) 督促状等控えリスト作成	1件当たり	1.2円
(ク) 督促状等発付前納付リスト作成	作業1回当たり	11,800円
(ケ) 口座振替分磁気テープ変換作業	作業1回当たり	35,600円
(コ) 自動車税済通年度処理	作業1回当たり	117,000円
(サ) MPN収納用納税証明書作成	1件当たり	32円
(シ) 電子納税確認連携処理	1か月当たり	118,800円
オ 統計その他		
(ア) 各種統計資料作成処理	作業1回当たり	119,600円
(イ) 軽油使用者調作成処理	1件当たり	3.6円
(ウ) 各種リストテープ作成処理	作業1回当たり	119,700円
(エ) 各種プルーフリスト作成	1か月当たり	9,800円
(オ) 大口リスト作成	1件当たり	1.8円
(カ) 身体障害者減免データベース作成	1か月当たり	12,700円
(キ) 身体障害者減免未納者一覧表作成	作業1回当たり	118,400円
(ク) 自動車税滞納者マスタ作成処理	作業1回当たり	13,800円
(ケ) データコンバート等処理	1秒当たり	450円
(コ) オンライン処理作業	1か月当たり	899,700円
(サ) 課税明細データ作成処理	作業1回当たり	128,700円
(シ) プログラム臨時処理	1人日当たり	25,000円
カ 自動車取得税関係		
(ア) 自動車取得税データコンバート	作業1回当たり	14,800円
(イ) 自動車取得税オンライン処理	1か月当たり	12,600円
(ウ) 課税明細データ作成処理	作業1回当たり	54,400円
キ プログラム作成関係		
(ア) プログラム作成費	1人日当たり	38,250円

## 6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

## 7 随意契約の理由

特例政令第11条第1項第2号の規定に該当し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第2項の規定により随意契約する。

和歌山県告示第110号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、自衛官の令和元年度募集について、次のとおり告示する。

令和元年6月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 募集種目

- (1) 自衛官候補生（男子）
- (2) 自衛官候補生（女子）

2 試験期日、試験場及び試験種目

試験期日	試験場	試験種目
令和元年6月29日（土）	和歌山市	1 筆記試験 （国語、数学、社会及び作文） 2 口述試験 3 適性検査 4 身体検査
令和元年7月18日（木）	和歌山市	
令和元年7月20日（土）	和歌山市	
令和元年7月22日（月）	和歌山市	
令和元年8月24日（土）	和歌山市	
令和元年9月27日（金）	田辺市	
令和元年9月28日（土）	和歌山市	
令和元年10月20日（日）	和歌山市	
令和元年11月16日（土）	和歌山市	
令和元年12月15日（日）	和歌山市	

\*試験期日及び試験場については、志願票提出後に自衛隊和歌山地方協力本部にて指定する。

3 受付期間

試験期日の前日まで

4 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の1日現在において18歳以上33歳未満の者であって、次のいずれにも該当しないもの

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5 受験手続

(1) 志願書類の請求

県内の市町村役場又は自衛隊和歌山地方協力本部、同地域事務所若しくは同募集案内所に請求すること。

名 称	所 在 地	電話番号

本部	〒640-8287 和歌山市築港一丁目14-6	073-422-5116
橋本地域事務所	〒648-0073 橋本市市脇一丁目3-2 KK6ビル3階	0736-32-0744
和歌山募集案内所	〒640-8331 和歌山市美園町五丁目1-2 新橋ビル2階	073-432-4479
有田募集案内所	〒649-0316 有田市宮崎町106-2	0737-82-6631
御坊地域事務所	〒644-0012 御坊市湯川町小松原410-1 丸仁第1ビル1階	0738-23-0020
田辺地域事務所	〒646-0004 田辺市下万呂564-2 宮本ビル	0739-24-6219
新宮地域事務所	〒647-0053 新宮市五新1-24 三栄コーポレーションビル1階	0735-21-3449

## (2) 提出書類及び提出先

志願者は、自衛官候補生志願票1通及び受験票を（1）の機関に持参し、又は郵送すること。

## (3) その他

志願書類の提出後又は受験後、住所を変更したときは、速やかに志願票を提出した（1）の機関に連絡すること。

## 6 採用予定者への通知

(1) 選抜基準に達した者には、採用候補者名簿記載通知書を送付する。

(2) 不合格者には通知しない。

(3) 採用候補者は、採用候補者名簿に記載され、その後採用枠に応じて採用予定通知書を送付する。通知時期については、試験時に知らせる。

## 7 その他

(1) 受験のための旅費は、各自の負担とする。

(2) 入隊時に再度身体検査を行うが、その際、採用基準に満たない場合は、不採用となることがあるので、健康管理には十分注意すること。

なお、併せて薬物検査を実施する。

## 和歌山県告示第111号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、令和元年6月24日まで縦覧に供する。

令和元年6月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 申請年月日

令和元年5月23日

## 2 名称

特定非営利活動法人心のSOSサポートネット

## 3 代表者の氏名

東睦広

## 4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市冬野1045番地

## 5 定款に記載された目的

この法人は、我が国における自殺率の高さを危惧し、今まさに自殺の危機にある人々を早期に見つけ、援助していく効果的な方法を開発、実践し、より洗練された支援に発展させるために設立する。自殺は決して個人的な自由意志や、崇高な目的による場合も肯定されるものではない。自殺は様々な悩みにより心理的に追い込まれ、苦悩し、自己を傷付け、死という選択しか残らなかった結果である。心理的に追い込まれる原因には①癌のような治りにくい病気に罹患するなどの「身体的健康問題」②経済的破綻、失業、多重債務、長時間労働、近所づきあいや職場内の人間関係における共感性の希薄化などといった「社会的問題」③老老介護、看病疲れ、親子・夫婦関係の軋轢といった「家庭問題」④当事者本人のストレス耐性、性格要因、死生観などがある。

さらに重要なことは、このように心理的に追い込まれ、自殺を考えてしまう人々は気分障害、統合失調症、アルコール依存症などの精神疾患に罹患していることが多い。これらの疾患があると冷静な判断ができなくなる。たとえば「自分のためにみんなが不幸になる」などの罪業妄想をもつ、大うつ病エピソードではみんなの幸せを守るために死を選んでしまう。

自殺を予防するには精神保健の普及および啓発をはじめ、様々な達成課題が残されている。適切な相談・援助を受けることなく自殺既遂してしまう精神障害当事者が適切な時期に保健・医療制度を利用し、その命を守ることに寄与することを目的とした活動を中心に展開していく。その実践において明らかとなるリスクファクターに対してもより柔軟な対応を行うことも予定している。

## 和歌山県告示第112号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

令和元年6月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3071001360	株式会社S. T. L. F studio	デイサービス生きがい工房	和歌山県橋本市御幸辻144-1	通所介護	令和元. 6. 1	令和7. 5. 31

## 和歌山県告示第113号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

令和元年6月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3062390103	株式会社アイドル	リビング訪問看護ステーション	和歌山県新宮市新宮3651-1	訪問看護	令和元. 6. 1	令和7. 5. 31
				介護予防訪問看護	令和元. 6. 1	令和7. 5. 31

## 和歌山県告示第114号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者

及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

令和元年6月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3071001352	合同会社翔穂	合同会社翔穂	和歌山県橋本市南馬場214-5	福祉用具貸与	令和元.6.1	令和7.5.31
				介護予防福祉用具貸与	令和元.6.1	令和7.5.31
				特定福祉用具販売	令和元.6.1	令和7.5.31
				特定介護予防福祉用具販売	令和元.6.1	令和7.5.31

和歌山県告示第115号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和元年6月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第116号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき御坊市長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和元年6月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（レベル1000航空写真撮影及び写真地図作成）
- 2 作業期間 令和元年5月21日から令和2年3月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県海草郡紀美野町並びに有田郡湯浅町、広川町及び有田川町並びに御坊市並びに日高郡美浜町、日高町、由良町、印南町及び日高川町

和歌山県告示第117号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき岩出市長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和元年6月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（レベル1000航空写真撮影・写真地図作成）
- 2 作業期間 令和元年5月22日から令和2年3月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県岩出市全域

**和歌山県告示第118号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき有田市長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和元年6月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（レベル500航空写真撮影・写真地図作成）
- 2 作業期間 令和元年6月7日から令和2年3月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県有田市全域

**和歌山県告示第119号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき海南市長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和元年6月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（空中写真撮影、写真地図作成及び家屋図化）
- 2 作業期間 平成30年12月20日から平成31年3月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県海南市全域

**和歌山県告示第120号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和元年6月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 岩出野上線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海草郡紀美野町動木字冷水549番2地先から同町動木字樫河358番1地先まで	旧	7.62 } 14.56	578.62	
同上	新	10.27 } 40.76	578.15	

**和歌山県告示第121号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和元年6月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 奥佐々阪井線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
海草郡紀美野町動木字桑添1864番1地先から同町動木字桑添1936番1地先まで	旧	4.55 ） 7.72	325.19	
同上	新	8.60 ） 16.17	326.44	

和歌山県告示第122号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和元年6月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 生石公園線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
有田郡有田川町大字彦ヶ瀬字仮底12番1地先から同町大字彦ヶ瀬字仮底19番1地先まで	旧	5.24 ） 13.82	364.60	
同上	新	10.61 ） 23.81	364.60	